

之七到底全用之能人必非之付在夜系項大工同連流、上及
重加
(以下署名書寫、一月日有終)

別記(三)

吾等協園此當所新建氣下坊、令のスト大工
は賃金同燈に下消真人を交渉中、彼等より日登
公出業人團を便、昨の我等の工事進行に交渉
を所家せしき、之ける金行常員は強束し、是亦力
固と迫らぬ也。

大工部一同

従業員各位

4. 12. 19
第 144 号

勞秋第三一三七號

昭和四年十二月十八日

警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙蔵殿
社會 局長 官殿
各 廳 府 縣 長 官 殿

森田組建築工場ノ勞働爭議ニ關スル件 (第二報解決)

要旨
十九日以降工事現場ニテ勞資双方對抗ノ氣氛ニアリシカ勞働者側ハ十三日現場ヲ引揚ク
二十三日所轄洲等警察署調停ニ介入十六日解決ス

標記勞働爭議ニ付テハ既報ノ處其後解決ヲ見ルニ至リ